

# 岐阜県公報

## 目 次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通企画課)

ページ

号 外 (四) 平 成 二 十 四 年 七 月 九 日

## 公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月九日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第一号中「(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条第一項に規定する登録証明書の写し)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十四年七月九日

平成二十四年七月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社